

第二節 都市政治構造の変容と再編

1 昭和恐慌以降の地域社会の変容

昭和八年の 昭和八（一九三三）年四月の市会議員選挙は、前回の第一回普選による市議選と同様波乱含み市会選挙であった。まず、定員がこれまでの六八人から六〇人に減員され競争激化が予想された上に、

立候補者が一四四人に達するという乱立ぶりであった。一方、棄権も前回とほぼ同様の三〇%を示した。結果は前回一六議席の政友会系が二三議席とトップに躍り出、逆にこれまで市会の多数を占めた民政党系が二二議席に後退した。以下、国民同盟五、社会大衆党二、革新党一、中立七という構成であった。

このうち現職候補の当選者は三四人にとどまり、一人人が落選の憂き目をみた。なかでも灘区の安国幸左衛門、神戸区の西田富三郎といった有力市議や、また中亥歳男、浜野徹太郎ら現職代議士の支援を受けた小西寿三、浜野卓爾郎らの落選は注目され、これまでの地域有力者の地盤の動揺を示す結果となった。一方、前回の選挙で四人の当選者を出した無産政党も、今回は半分の二人に議席を後退させた。森脇甚一、青柿善一郎ら中心メンバーの落選は大きな痛手であった。

これにかわって新人候補二五人が当選し、市会議員の入れ替わりがすすんだ。また、この選挙では、網谷才一ら市の連合青年団の役員や、衛生組合連合会役員といった地域住民組織の代表者の動向が注目される。網谷は兵庫実業補習学校を卒業後、市の修養団、そして青年団の活動の中心となり、また、みずから書籍商として同業者の百貨店出店問題にかかわるなど、小売商問題の解決を切実に訴えていた人物であった。彼は落選に終わったものの、こうした地域を担う中堅層がみずから政治に発言を求め始めたのである。

昭和初期の 住民世帯 こうして政治が流動化をみせた当時の、市内住民の態様はどのようなものであっただろうか。昭和五年の国勢調査によれば、全市の世帯数は一七万八三二五世帯、人口は七八万七六一六

人(男四〇万六三四八八人、女三八万二二六八八人)である。この人口を出生地との関連でみると、市内出生者の総人口に占める割合は約三八% (七八万七六一六人中三〇万一〇四五人)で、大正九(一九二〇)年の約三一% (総人口六〇万八六四四人中一八万五四一五人)と比較して増加傾向を示している。これを年齢別にみると、昭和五年ではこの一〇年間の出生者にあたる〇〇九歳では市内出生者(二四万四一七八人)が市外出生者(二万七六九〇人)を大きく上回るのに対して、二五〇二九歳では市内一万六五八一人、市外五万九九〇九人、三〇〇三九歳では、市内一万九九八五人、市外九万四八八八人、四〇〇四九歳では市内一万一七〇三人、市外六万五五二三人と、逆に市外出生者のほうが上回っている。ここから市外から流入した人口が市内で出産・定着する傾向が読み取れよう。普通選挙の実施は、こうした市外から流入し定着した者にも選挙権を与え、政治参加の機会を与えることになったのである。

そこで、こうした市内に居住する世帯の実態をみることにする。まず、須磨・灘の編入市域を除く一世帯

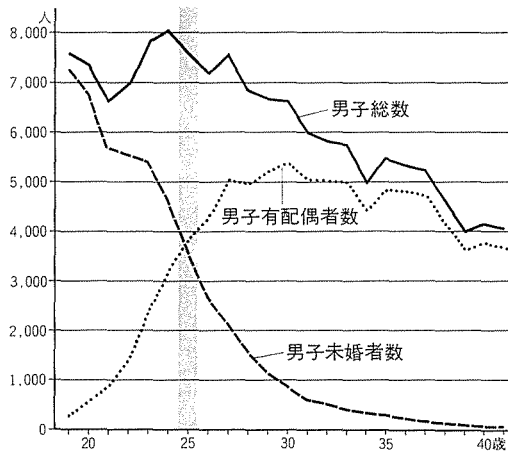


図 29 男子人口に占める未婚者・有配偶者の年齢別推移 (昭和 5 年)

当たりの平均人数をみると、明治三十年三・六三人、明治四十一年三・九四人、大正九年四・四〇人、昭和五年四・四一人となり、わずかばかり増加しているのがわかる。これは、もっぱら四〜六人世帯が増加したことによるもので(四〜六人世帯数：大正九年五万五四〇世帯↓昭和五年七万六四七九世帯、一・三八倍、反対に一人世帯、あるいは一〇人前後を超えるような大世帯は、実数において少なく、増加率も四〜六人世帯を下回っていた(一人世帯：大正九年八三七一世帯↓昭和五年九八〇六世帯、一・一七倍、七〜一〇人世帯：大正九年二万七九二

二世帯↓昭和五年二万四〇七九世帯、一・三四倍)。

また、大正十五年の内閣調査により市内給料生活者および労働者の家計収入をみると、前者の収入平均は約一四二円、後者は一〇六円で、その内世帯主の本業収入が占める割合は、給料生活者八一・三二%(銀行・会社員一八八円〇八一%、教員一八八円〇七九%、巡査七三三円〇八四%)、労働者八四・三〇%(工場労働者九一〇八五%、日傭労働者八三三〇七九%)となり、いずれも世帯主の収入が家計収入の約八割に達している。ここでも一世帯の平均人員は三・九八人で小家族形態を示している。

ところで、こうした小家族世帯形成の出発点となる婚姻年齢は、男子では二〇代後半から三〇代に、女子では

二〇代前半に集中していた。特に男子の場合、図29にみられるとおり各年齢人口に占める未婚者数と有配偶者数が逆転するのが二五歳前後であり、二五歳は普選実施による選挙権を取得する年齢であった。神戸市の例を見る限り、初期の普通選挙は世帯主選挙の性格をもっていた。すなわち、家族を代表し、その収入によって家族の生活を支えうる者がより多く政治に参加の機会を持ったといってもよい。

このことは、当時普通選挙法が「公私の救助」をうける者の選挙権を否定し、家族を自立的に支えられない者が政治から疎外されたことを考えればより明瞭となる。

神戸市で昭和九〇十年にかけて行われた調査によれば、選挙権を喪失することになる要保護世帯（救護法の対象九八五世帯、他の救助の対象三七二五世帯、総人数一万九五二四人）は、一般世帯と同様に小家族を形成し、また徐々にはあるが多就労形態を脱しつつあった。まず、家族形態では、夫婦のみ、あるいは夫婦とその子供により構成されるものが四五・一％、これに夫・妻のいずれかを欠く世帯を加えると六四・八％に達していた。これは、夫婦と親兄弟および孫のある家族といった二世代以上の家族の一八・一％をはるかに上回っていた。また、同居人のある家族も〇・五％であった。次に全世帯中、一世帯に一人のみ働く世帯が二四四一、二人働く世帯が一七八で、これらを合わせると全体の七六・九％を占めていた。また、全人員中本業を有する者は二五・四％、失業者五・四％、休業者〇・三％で、残る六八・九％はもともと無業の者か児童生徒であった。また、要保護世帯の男子の婚姻年齢も二五歳前後をピークとし、やはり選挙権を獲得する年齢と重なっていた。このように、要保護世帯の構成も一般のそれと比較して質的な差異があるわけではなかった。世帯主の健康や収入の状態いかに、保護・救護の対象になるか、政治参加の機会を獲得するかの

別れ目となっていた。同調査による貧困原因のトップは「世帯主ノ疾病」であり、以下、「前世帯主ノ死亡」「世帯主ノ老衰」が続いていた。

以上のことから、世帯主を把握すること、そのために二五歳前後を皮切りにみずから世帯を構え始める青壮年の生活を保障することが、普選により、より多くの国民を政治に参加させ、議会主義的に国民統合を実現していくための条件だったといえよう。そして、国や市と世帯主層を媒介する社会集団が青年団であり、衛生組合（世帯主参加）であった。

2 青年団の再編

昭和期の 昭和初期の青年団の活動をみると、まず単位青年団では講演会・講習会・弁論大会の開催など青年団の修養や、体育事業、祭礼時の交通整理などの奉仕等さまざまな活動が行われている。

このうち、地域の治安維持にかかわる奉仕活動は、第一次大戦後、青年団の特に重要な事業として重視されていた。そのため、防火活動や、年末・災害発生時の夜警、民警懇談会などの名称をつけた自警団組織の結成など、日常的な地域の監視を行うまでにいたっている。

このように治安が強化された背景として、青年団の中心的メンバーとなる青壮年層のなかに、米騒動の時自分の家が襲撃の対象になった者が少なからず存在したということは見逃せない。たとえば、播磨政一（米穀商）は多聞通六丁目青年会（後に多聞六保安青年会、湊東区）の幹部で、湊東区連盟の役員にもなる人物である



写真 59 元五青年団

が、米騒動当時、彼の自宅は三百余の群集に取り囲まれ、白米の廉売を迫られている。騒動の中で、群集の襲撃をみた神戸区北長狭通八丁目の青年会の幹部が、「社会の秩序は、震災以外大火災とか或は又一方、社会的原因によって破壊される事があるのである。先年当市に於て演じられた米騒動当時の焼打事件の如きは其の最も近い一例である。」「されば一朝有事の際、町内一致団結して吾が町内を自衛保護する事は必ずや必要とするのである。」(『北長狭八青年会々報』一一)と述べているとおり、地域秩序弛緩への危機意識から治安

の強化が図られたのである。

また、騒動の根底にある生活難そのものの解決も必要であった。青年団のそれへの対応は、教育、職業指導、貧困者救助などの形で行われる。

まず、教育では夜学会、講習会、図書室の設置、弁論大会の開催など、かなり熱心な活動がみられた。市内の主要な商業地域に位置する三四青年会(北長狭・下山手の各三、四丁目)では、創立当初(大正十年)から夜学会が設置され、英語、国語、珠算、さらには法律、簿記が商店の店員に対して教育された。また、工業地区にある真野青年団では、昭和六年から「日用常識講座」と題して、英数国三教科のほか通俗電気学、通俗建築附図案、物理・化学など工業用知識の講習を行っている。

次に、失業者対策も積極的になされた。昭和に入り不況が深刻化するなか、平野青年団(湊区)や松上青年団(湊西区)では、全団員・関係者が協力して団内の失業者の就職斡旋を行った。松上青年団の場合、昭和五年から七年三月の最も不況が深刻な時期に、二三人の就職を実現した。

ところで、こうした個々の単位青年団でできる地域の改善には、おのずと限界があった。失業者を救済するにしても、幹部となっている商工業者自身が経営難にあった。また、商工業者が占める幹部と、店員・従業員が占める一般団員との関係が、温情主義的に調和するとは限らなくなっていた。一方、小売商などでは第一次大戦後から昭和初期にかけての慢性不況期には、百貨店、チェーン・ストア、消費組合の進出に対抗するため、また、営業収益税の導入などによる帳簿の作成のため、簿記・会計をはじめ商店経営に関する新知識を身につけることが必要となった。これらは個々の単位青年団で賄えるものではなかった。例えば、中心商業地にあった三四青年会の夜学会ですら、経費の削減の結果大正十二年以降しばらく活動が中断され、昭和二年に再開された時は、珠算のみの小規模なものに縮小されていた。

単位青年団 こうして、単位青年団の担い手のなから、地域だけでは解決不可能な生活難や社会改善のリーダー 問題を、市や国の手によって実現しようとする要求が現われる。ここでは、大正十五年十二

月神戸又新日報社が開催した兵庫県青年議会(普選を模し、県内を二六選挙区に分け、満二〇歳以上の男女候補者を月極読者の公選により選挙、当選者を集めて模擬国会を開いたもの)に当選参加した者の政見を挙げておこう。

村上義了 明治二十二年生れ(昭和初頭で三〇代後半の壮年に属する)。彼は神戸誠心青年団(葦合区琴緒町五丁目)において、大正七年八月(米騒動の月)の団長初当選以降、昭和初頭まで団長の役職にあり、市の連合青年

団(市連青)の創立にも参加した人物である。彼が青年議會に際して発表した政見は、「一、現存貧民住宅の改善一掃を期し、共同宿泊所の刷新拡張を促す。一、社会政策の振興実施を期す(市営にて土木事業を起こすなど)。一、青年団に中等高等教育の補習機関を設け、普選実行の理想化を期す。」(『又新』大正十五年十月二十四日)というものであった。

中野甚之助 明治三十二年生れ(同じく二〇代後半の青壮年)。岡山県出身。千歳青年会(林田区)幹事。市立兵庫尋常高等小学校を経て、東京私立工種学校修了。長田カネキ自動車社勤務。政見「一、自治団体権の拡張。」「一、教育改善、義務教育国庫負担問題の確定。一、労使協調政策の確立と共に失業者の徹底的救済策の実施。」「一、貧民住宅の徹底的改善。一、社会政策の根本改造と共に民衆政治の実現を期す。」(同十一月六日)。

瀬尾政広 明治三十六年生れ(同じく二〇代の青年)。熊内青年団(舞合区)理事。広島県出身。専門学校中途修了後、労働学校幹事。政見「一、労働時間の制定を期す。一、移民政策の確立を期す。一、知事の公選を期す。」「質屋は相当担保を要し利息も高き故、政府が金融機関をつくり国民生活の安定をはかる。」(同十月十五日、十二月三日)。

模擬選挙にむけてのアピールという側面もあるが、いずれもが貧困・失業問題・労働問題の解決を掲げ、教育の充実を政治の問題としてその解決を求めている。青年団の活動を担っている者にとって、これらの問題がいかに切実であったかがうかがえるのである。瀬尾政広は、以後市連青の幹部にもなり、さらには昭和十二年、選挙粛正運動下の市會議員選挙に議會浄化を唱えて出馬する。そうした彼の活動の一つの出発点を

青年団歳入出予算の推移

(2) 歳出

(単位: 円)

事業費							事務費	①	②	臨時	合計
修養	体育	編集	産業	各区 事業	防護 防隊	その他 小計					
1,360	1,670	1,844	—	—	—	6,463	2,523	307	567	—	9,860
700	820	2,777	—	1,930	—	7,377	2,573	307	495	605	11,357
700	870	2,570	—	1,930	—	7,645	2,648	322	467	—	11,082
500	740	2,060	—	2,400	—	7,065	2,648	318	331	—	10,362
650	560	1,880	—	2,466	—	7,116	2,814	322	80	1,400	11,732
890	700	1,928	—	3,253	600	9,671	2,791	332	130	—	12,924
990	700	1,928	—	3,753	950	10,421	2,956	338	245	—	13,960
770	650	1,850	500	4,000	—	10,420	3,352	357	289	5,000	19,418
280	790	2,200	200	3,760	—	10,204	4,700	306	300	—	15,510
280	540	2,360	400	4,160	—	11,580	4,370	289	331	—	16,570

費補助金5,000円を含む。①は大日本連合青年団・兵庫県連合青年団への負担金, ②は予備金, 臨時歳出は親閲会費用(昭和10年)

111号・140号・185号・209号・281号(昭和13年4月)

ここに見ておきたい。

市連青の

活動

単位青年団の活動が継続性を欠き、また小規模なものとならざるをえなかつたのに対して、市の連合青年団は表186のような豊富な財源をもとに比較的充実した事業を展開しえた。

市連青の昭和初頭までのおもな活動をあげると以下のようになる。

教育—中堅青年講習会、講演会、演説会、一夜

講習会、雄弁大会、商工業諸問題に関する講習会、活動写真会、青年講座、巡回

史跡講座、社会見学・産業視察

体育—大運動会、陸上競技会、野球大会、庭球

大会、登山会、柔剣道相撲大会、水泳講習会、早起体操会

奉仕—関東大震災避難者救援、成婚奉祝等提灯

行列、大葬参列、大典記念鉢伏山開拓、

昭和天皇親閲、皇室奉送迎、観艦式交通

表 186 神戸市連合

(1) 歳入

年 度	団 費	補助金	雑収入	繰越金	合 計
昭和 3 年	1,560	5,600	1,300	1,400	9,860
4	1,782	5,600	1,975	2,000	11,357
5	1,752	5,600	1,930	1,800	11,082
6	2,172	6,100	1,940	150	10,362
7	2,232	6,100	1,800	200	*11,732
8	2,604	8,000	2,120	200	12,924
9	2,640	9,000	2,120	200	13,960
10	2,748	9,000	2,370	300	**19,418
12	2,880	9,000	2,930	700	15,510
13	2,940	10,000	3,130	500	16,570

(注)* 創立十周年記念式典の市臨時補助金1,400円, **全国青年団大会費用(昭和4年), 十周年記念式典費用(昭和7年), 全国青年団大会資料: 市連青团報『神戸市の青年』75号(昭和4年7月)・88号・

査所(第三回)など、市内の主要企業を見学し、その場で「労働ト修養」などの経営者による講演が行われている。こうした、研究者や経営者から直接そのノウハウを聞くことができる点で、市連青の事業は、単位青年団や区の連盟の教育事業の水準を上回ることができた。

青年団規程の改正 程の改正 行われる。まず、単位青年団には『加入団取扱停止規程』(昭和三年五月)と『神戸市青年団細

整理、若槻ロンドン会議全権出迎、湊川
 神社砂持奉仕
 編集機関紙『神戸市の青年』、『青年パンフレット』発行

なかでも注目されるのが教育活動である。例えば、昭和二年から同四年にかけて合計八回にわたって実施された青年講座では(表187)、不況下の中小工商业者にとって必要な実業に関する知識が、専門の研究者によって教授された。また、昭和五年から行われた産業視察講習会では、神戸製鋼所・再製樟脳会社(第一回)、台湾精糖会社神戸精糖所(第二回)、阪神鉄鋼所・日本染工株式会社長田工場・輸出絹織物検

表 187 神戸市連合青年団主催青年講座一覧（昭和2～4年）

回次	内 容
第1回	「日常生活に即したる青年の修養」 法学士山下信義
第2回	「電気とは何か」「能率増進」「動力」「住宅改良問題」「地震と建築」「最近我国の機械工業の状態」 神戸高等工業学校教授薄井廉介ほか
第3回	「金銭の利殖」「金銭の借入」「租税と経済生活」「租税制度」「商品配給に就て」「小売に就て」 神戸高等商業学校教授原口亮平ほか
第4回	「湊川戦史」「世界に於ける神戸港」「楠公遺蹟」「神戸史蹟」「一の谷戦史」 会下山人福原潜次郎ほか
第5回	「俳句の話」「旅行の話」「花と人生」「絵画の見方」「音楽の聴き方」 高田蝶衣ほか
第6回	巡回史蹟講座
第7回	「憲法の話」「陪審法の話」「日本将来」「神戸市の商工業」「神戸市の社会事業」 神戸地方裁判所東亀五郎ほか
第8回	「電気と其応用」「天候の話」「神戸市背山の史蹟」「神戸市に於ける民俗信仰の変遷」「金解禁が物価に及ぼす影響」 薄井廉介ほか

資料：市連青『拾周年記念誌』

則』の改正（昭和五年一月）で規制が加えられる。前者により、市連青への負担金滞納六カ月に及ぶものは加入団としての取り扱いが停止された。このため、九団が退団処分を受けている。後者では、新設団について「設置地区明瞭ニシテ其地区内ニ既加入青年団ノ地区ヲ含マザルコト」（第一条第二項）とされた。要するに地区ごとに団員の重複を避け、確実な運営を行えるもののみが設置されることになった。こうした地域的編成を強化する規程により、事実上企業や同業組合による青年団の新設はできなくなる。

次に区の連盟については、昭和五年一月『神戸市連合青年団各区連盟ニ関スル規程』『神戸市連合青年団各区連盟準則』が定められ、「神戸市連合青年団ノ目的ヲ達成スルヲ以テ目的トス」とされ、市連青の一機関と位置付けられた。

一方、市連青自体は、幹部養成の機関として位置付けられた。昭和五年に始まる中堅青年講習会では、

「青年団ノ本質ハ常ニ団員ノ修養ヲ企図スル団体タルニ在リ」「苟クモ団体ノ勢力ヲ利用シテ直接政治問題ニ干与シ、又ハ政治運動等ニ参加スルガ如キコトハ絶対ニ禁止スルコト」といった内容が講義された。当時、深刻になりつつあった地域への政党間対立の浸透に対して、幹部を通じて青年団を政治的に中立化させることが目指されていたのである。

市の青年団 市当局では、青年団の活動に対して教育課内に社会教育係を設置し、また教育課吏員を市連**指導方針** 青の理事や嘱託のポストにつけて、その指導にあたっている。市立実業補習学校や小学校の校長・教員による指導もあった。

ところで、昭和初頭まで主流を占めた指導方針は、個人修養を中心とするものであった。これは、市の教育課主事で市連青の常任理事であった有方新治や、岸田軒造（兵庫商工実修学校校長）、網谷才一ら、市の教育補習教育関係者であり市の修養団運動の担い手でもあったメンバーを中心に唱えられたものである。網谷が市連青の機関紙『神戸市の青年』紙上で、「一事慣行百例」として、「簡易生活、安価生活ヲ心掛クルコト」「子弟教育貯金、結婚準備貯金ヲスルコト」「子供ノ勤勞ニタイシテハ一定ノ報酬ヲ与エ之ヲ貯蓄セシムルコト」といった日常生活上の心得を強調したように、青年団のさまざまな事業も、その中心はあくまでも团员個々人の生活改善にあり、それによって生活難を乗り越えようというのである。

こうした指導方針の背景には、彼等なりの現状認識があった。『神戸市の青年』七〇号（昭和四年二月）に掲載された岸田軒造の「所感」を要約すれば、おおよそ以下のようなになる。

我国は米が約一割足りない。しかもその足りない米を作る肥料の約三分の一は外国から輸入している。

その他、大なるは自動車諸機械より、小なるは卵、野菜、下駄、傘に至るまで、日用品はことごとく輸入しており、かくして毎年幾億の富が外国に流出し、欧州大戦中二三、四億あった日本の金貨は、今や一億にまで減じてしまった。この調子で行けば日本はどうなるのであろうか。ところが、それにもかかわらず、国民は浮華放縦にひたっている。遊興費が年間一〇億円、飲酒に費やされる額が一二億円、一日の煙草代が七六万円である。これらの淫蕩放縦の結果、国民の健康状態は低下して、多額の金を消費し、少しも国家に貢献せずして死ぬ幼年青年の死者数が世界第一である。また、米が足りないのに混食するものが極めて少ない。国民が少し覚醒すれば重大な食糧問題も直ちに解決される。また、国民一般に労働を嫌い、働くことが少なくて報酬を多く得ようとする結果、能率は低く賃金は高く、ついに世界一労銀の高い国となって、物価も高騰してしまった。

ここでは当時の物価高騰、輸入超過といった経済状態の悪化の原因が、国民の消費生活に帰せられている。こうした発想は、浜口雄幸民政党内閣下で金解禁実施にむけて展開された公私経済緊縮・教化総動員運動を受け入れる下地を用意した。市連青では、機関紙上に文部省からの「教化動員に関する檄」が第一面で掲載され、第八回青年講座では「金解禁が物価に及ぼす影響」が講義されるなど、啓蒙活動が行われた。単位青年団レベルでは、平野青年団（湊区）が、この運動にかかわる団員申し合わせ事項として、神宮・皇居の遙拝、職業の能率向上、予算生活、貯蓄の実行、国産品の愛用、禁酒、団員中の失職者の求職運動などを決議した。

経済更生運

動と青年団

この民政党内閣ののち犬養毅政友会内閣が成立したが、昭和七年五月十五日の五・一五事件によって倒れ、政党内閣が終りを告げ、海軍大将齋藤実を首班とする「挙国一致」内閣が成立した。その齋藤内閣の下で展開された経済更生運動は、農山漁村の救済を中心とするものであった。そのため兵庫県では、県の青年団による産業研究への助成金交付は、全て郡部を対象としていた。

一方、県連合青年団への負担は、昭和八年では神戸市が三三七円四〇銭で、県下二五郡の平均四二円二四銭をはるかに上回っていた。しかも、この時期市内青年団の担い手の生活はなお困難であった。「青年団員として、団の為には非常によく働いて居られた方であるが、不幸にして事業の失敗のため、又勤務先の都合等に依りて失業され、その為によむなく青年団員生活より離れなければならないようになった方をよく見受けます」(『神戸市の青年』昭和八年四月)とあるような事態も出現していた。

このため都市青年団の農村に対する利害対立意識が高まった。そこで都市青年団は県から独立し、単独で中央の連合組織に加盟しようとした。昭和八年十月に開催された全国商工精励青年大会では、全国都市青年団相互の連絡と、大日本連合青年団に都市専門の管掌機関を設置することが要請された。そして中小商工業者救済の運動を展開しようとした。

壮年団

の結成

しかし、青年団が幹部を中心に中小商工業者の救済を主張する運動や政治運動を起こそうとすることは、青年団としての性格上困難であった。しかも次項でふれるように衛生組合や町会も政治運動からは後退を余儀なくされていた。

壮年団が神戸市で組織され始めるのは、まさにこの時であった。壮年団とは、当時中央における選挙公正

運動の中心的存在であった田沢義鋪らが、同運動の中軸を担わせるべく全国に呼びかけて結成した壮年層の団体である。神戸市では昭和十年に、元町五丁目の元五壮年団、葺合の旗塚壮年団が相次いで結成され、また三四青年会などでは、内部を青年部・壮年部に分け、そのうち壮年部は実質的に三四壮年団の形態となった。やがて昭和十五年には、市連青の幹部出身者を中心に神戸連合壮年団の結成が目指される。

こうした中で昭和十年三月、神戸市連合青年団規則の改正をはじめとした組織の再編が行われた。これにより、市連青では理事長には市の社会教育課長、常任理事には同課主事と、役員に占める市の吏員の比重が高まり、公選による理事・評議員は若干名とされた。一方、各単位青年団においては団員を二五歳以下とする年齢制限が図られた。

以上のようにして、町会や青年団の「中立化」が図られる一方で、やがて翼賛体制の政治的「実践部分」(翼賛壮年団)を形成する壮年層が別途組織化されていったのである。

3 衛生組合の変化と行政区

尿尿汲取料問

昭和恐慌下、神戸市でおこった重要な政治問題に尿尿汲取料金徴収問題がある。

題と衛生組合

昭和五年十二月四日、市の臨時財務調査会に、黒瀬市長より尿尿汲取料金の徴収案が諮問された。これは、公債の低利借り換えや電気・水道など独立会計からの一般市費への繰り入れ、区役所設置による行政整理とともに、市の行財政建て直し策として提出されたものである。恐慌下、市の財政は逼迫し

ていた。市税徴収は制限額に達し、当時の民政党内閣の緊縮財政策のもとでは、増税は見込みえなかった。その中で同年の汚物掃除法改正により、市に恒久財源として徴収が認められたのが、この屎尿汲取料徴収である。

具体的な料金賦課方法は、当初、便所一カ所につきひと月あたり三荷（一荷あたり約二斗五升）を汲み取るところとし、(1)市直営の場合は三五銭、一荷を増すごとに一〇銭、(2)市直営以外は二〇銭、超過料金は同じ、とされた。これにより、昭和六年度より約七〇万円の収入が見込まれ、徴収に必要とされる経費を除いても、当時約四三万円の汲取費がそれで賄われることが期待された。しかしこれは人頭税にも近く、苦しい生活を強いられていた市民にとっては打撃であったため、大規模な反対運動を巻き起こすこととなった。

反対運動の中心となったのは衛生組合であった。衛生組合は、汲取事業が「市営」となったのちも地域の末端においてその監督にあたっていた。そのため料金徴収の実施は、同組合に深刻な影響を与えることが予想された。昭和五年十二月十六日、林田区衛生組合連合会代表が市長を訪れ陳情を行なった際の反対理由には、「一、屎尿汲取料の徴収は、社会政策に反し、時勢を考へざる庶民階級均一の負担であること。二、衛生組合法規が通過しない今日、屎尿汲取料を徴収することは、現在の衛生組合を潰滅にみちびくものである」ことが挙げられていた（『又新』昭和五年十二月十七日）。以後、同組合の反対運動は全市規模へと発展し、ついに市会での議決を控えた翌六年三月二十五日には、役員六〇〇人が市役所に押し掛け、市議を順々に市庁の中院にひきだし一々反対の言質をとるなど、「稀にみる争議そのままの場面」を呈するまでに至っている（『又新』昭和六年三月二十六日）。

決算の推移

昭和3年度	昭和4年度	昭和5年度	昭和6年度	昭和7年度
円 7,148.63	円 7,300.42	円 7,281.29	円 7,086.70	円 6,895.58
342.82	395.29	429.07	24.82	11.40
36.06	31.96	23.81	23.34	32.01
7,527.71	7,727.67	7,734.17	7,134.86	6,938.99
7,741.20	8,693.12	10,586.39	433.62	1,004.25
15,268.71	16,420.79	18,320.56	7,568.48	7,943.24

6,240.34	5,834.40	7,252.43	6,386.56	6,394.13
300.06	361.12	363.66	357.79	323.65
3,490.53	3,231.60	3,345.77	3,315.76	3,229.12
384.00	384.00	384.00	384.00	384.00
924.00	924.00	910.67	924.00	979.00
335.25	—	634.51	177.67	866.45
8,693.12	10,586.39	433.62	1,004.25	682.66

月から翌年3月までの1年間。

市会内でも衛生組合に地盤を持つ議員は多く、その結果当時の中和会（民政党・昭和会（政友会）・公友会（中立）など、いずれの会派でも市長擁護派と徴収反対派との対立があらわとなった。結局、徴収免除点の設定など修正の上で条例は可決されたが、実施は一年延期とされた。そして翌七年度に、徴収総額三五万円と大幅な削減をみた上でようやく実現されることになったのである。

衛生組合の 衛生組合がこのように強硬法人化問題 なる反対運動を起こした背景には、林田区連合会の陳情に見られたように、当時第五九議会で審議されていた「衛生組合法案」（政府提出）の通過いかんが深くかわっていた。これは衛生組合を法人とし、これまで組合長の個人名で管理されていた組合財産を団体として管理する権限

第二節 都市政治構造の変容と再編

表 188 平野衛生組合収支

(1) 収入

項 目	大正12年度	大正13年度	大正14年度	昭和2年度
衛生費	5,609.18	6,974.70	7,070.64	7,073.62
預金利子	235.25	245.48	267.44	328.81
雑収入	23.24	50.52	19.67	145.22
小計	5,867.67	7,270.70	7,357.75	7,547.65
前年度繰越	4,073.18	3,509.45	5,017.32	6,227.76
その他合計	9,940.85	10,780.15	12,375.07	13,775.41

(2) 支出

経常費	6,211.19	5,686.38	6,946.20	5,926.21
会議費	328.59	283.72	375.10	230.15
下水掃除費	3,320.53	3,215.48	4,060.45	3,517.60
事務所家賃	384.00	384.00	384.00	384.00
給料	900.00	920.00	936.00	924.00
臨時費	220.21	76.45	50.00	108.00
次年度繰越	3,509.45	5,017.32	5,378.87	7,741.20

(注) 経常費の項目は主要なもののみ。大正14年まではそれぞれ8月から翌年7月まで、昭和2年以降は4
資料: 『平野衛生組合収支報告』各年度

を与え、また組合費の強制徴収権、組合事業に対する使用料・手数料の徴収権、市長の監督権限を定めようとしたものである。それではなぜこのような法案が必要となったのだろうか。

昭和初期になると、衛生組合はその活動範囲を一層広げ、市に地域の改善を求める陳情・請願などの活動を活発に展開する。

例えば和田岬町などの都市計画事業による道路拡張に伴う受益者負担反対運動(大正十四年、湊西区)、葺合区連合会の阪急高架線乗り入れ反対運動(昭和二・四年)、さらに昭和五年神戸港修築事業が時の政府の緊縮政策によって繰り延べられた際には、全市四百の組合が一丸となって反対運動を展開するなど、町から区・市にいたるさまざまなレベルの「地域」の問題に積極的にた

ずさわり、住民を代表してその利害を主張していった。

こうした各町の衛生組合を統一する機関としては、大正十二年七月に神戸市衛生組合連合会が結成されていた。これは市長を名誉会長とし、全市衛生組合の役員約四千人を組織したものである。事務所は市役所内に置かれていた。役員には魚澄惣一郎（初代会長、米穀商、元市議）、西川荘三（初代副会長、二代目会長、海運業、市会議員、商業会議所副会長）、西村正次（理事、貿易商、市会議員）、木下勢三（理事、海運業、市会議員）、大越兵蔵（理事、薬種商、神戸鶏取会副会長）といった、市内の資産家と目される人々が就任していた（大正十四年）。その中心的存在であった西川荘三が、米騒動時の市による米の廉売において、「西川君の如きは米の買手方を一手で引受けたやうに先に立つて奮闘努力した」（『又新』大正八年一月二十六日）と評されたように、彼等は、地域秩序建て直しの必要を痛感し、みずから先頭に立ってそれを実行しようとしている人物でもあった。

ところで昭和初頭になると、衛生組合は地域住民が毎月支払う組合費（衛生費）によって経費を賄うようになっていた。表188は湊区平野衛生組合の収支を示したものである。これを見ても歳入に占める衛生費の割合がいかに高かったかが理解できる。また衛生組合は、別に預貯金、不動産、債券などさまざまな形で財産を所有していた。その内容は組合によって違っており、毎月の衛生費を積み立てたものもあれば、旧来の共有財産の売却金を預金している場合もあった。したがって、その用途について住民も無関心ではなかった。

しかし、こうした組合の会計や財産については明確な管理規程がなく、特に財産は、組合が法人格を持たないため、組合長個人の名義で管理される場合が多かった。しかも、役員を選出方法についても法規で具体的に規程されていなかった。したがって、衛生組合が地域にとって有用となればなるほど、組合費の運用

や役員選挙をめぐる頻繁に内紛が発生する。普選実施にともなう地域への政党間対立の浸透は、こうした事態をより深刻化した。『神戸新聞』（昭和五年十月八日）によれば、「急激に組合本来の立場がとみに政党化され、加ふるに町内有力者の勢力争いに基づく内部の軋轢が益々尖鋭化し露骨を示す情勢に立ち至った。即ち、現在市内で一町内に二個の衛生組合を有せるものは二十ヶ所以上」という状態であった。ここに、衛生組合の法制化が求められることになった。

法制化にむけての運動としては、全国レベルでは大正九年以来、全国衛生組合連合会による政府・議会への建議が展開された。京阪神三都市参事会による建議もあり、県内でも昭和五年十一月には、神戸・姫路・西宮・尼崎・明石の五市が兵庫県衛生組合大会を開催して法制化にむけての決議を行っている。

こうした動きをうけて、さきに掲げた「衛生組合法案」が第五九議会に提出されたのである。この法案のなかでは、衛生組合は市に属する事務の補助を行ない（第三条）、また、手数料を徴収することが認められていた（第一条）。そして、衛生組合が行うべき適切な事業には、「尿尿ノ汲取運搬」が挙げられていた。こうして、この法案が成立すれば、衛生組合は法人として都市住民生活に不可欠な尿尿汲取事業を、住民からの手数料徴収のもとに行えるはずであった。ここに衛生組合が、法案成立以前に市による尿尿汲取料徴収が実施されることに対して反対を示す理由があった。

神戸市従業員組

尿尿汲取料徴収問題をめぐっては、衛生組合とは別に反対を主張したものとして、神戸

合と無産政党

市従業員組合（結成時は神戸市従業員連盟）と無産政党の動きも見逃すことはできない。神

戸市従業員組合の機関紙『神戸労働新聞』（昭和六年二月二十日）は、尿尿汲取料金の徴収制定について、「吾

等は唯だ吾々の利害だけの意味からでなく、一般無産市民としての立場から、絶対に反対しなければならぬと思ふのであります」と訴えていた。

神戸市従業員組合は、昭和四年十一月三日、市の屎尿汲取、塵芥掃除に携わる作業員約千名によって結成された。当時の市の汚物処理にあたる作業員の待遇は劣悪なものであった。屎尿汲取に限ってみても、手押し車や馬車を使って、一日に五石から三〇石の屎尿を搬出し、これに対して市から支給される日給は一人平均一円八〇銭で、仮にひと月三〇日労働したとしても月額五四円に過ぎなかった。これは、当時の工場労働者の約半分の水準であった。こうしたなかで、市従業員組合は、待遇改善、公休日の設定や忌引の公認、共済組合の設置などを求めて積極的な活動を展開した。そしてこの市従業員組合を指導したのが、当時の無産運動家、とくに森脇甚一や日本大衆党(↓全国大衆党)の永江一夫、松沢兼人らであった。当時市電ストが発生し、市行政の中にも労働運動が浸透しつつあるなかで、こうした動きは全市の従業員に団結の可能性をもたらした。

こうした市従業員組合や全国大衆党などの運動も、衛生組合の存在をめぐっては微妙な動きをみせた。例えば無産派の市会議員であった森脇甚一などは、京阪神三都市参事会の行った「衛生組合法」制定促進建議に、市参事会を代表して署名をした人物でもあった。その意味で彼等は、衛生組合のような地域住民組織を全く否定するものではなかった。

行政区の設置 屎尿汲取料徴収の実施とともに、昭和恐慌下に実施された政策として見逃せないものに、行政区の設置がある。これは、昭和五年十二月から翌六年三月の市会の審議を経て、同六年九月一



写真 60 区役所の発足(左 湊西, 右 林田)
(『又新』昭和6年8月30日)

日に開設されたもので、市内を灘・葺合・神戸・湊東・湊・湊西・林田・須磨の八区に分け、区長・区主事ほか吏員を配置し、戸籍・税務・就学・兵事および衆議院議員・県会議員選挙などの諸事務を分掌するものである。

行政区は、内務大臣の指定さへ得たら、委譲事務の如きも市長が必要なりと認め、市会が協賛すれば相当広範囲にわたることが許される。(略)いはゞ市の現業事務のほとんど全部は区に引きつがれたといふわけで、今後市は市政の最高の方針計画をさだめ、これが施行には主として区が直接あたることになる。それだから区役所なるものの新設は市民生活と重大な関係があるといはねばならぬ。(『又新』昭和六年九月一日)

ところで、行政区の設置については、これまでたびたび議論が繰り返され、そのつど経費などの関係で実施が見送られてきたところである。それが昭和恐慌下の財源難にもかかわらず、その実施をみたのは、まず第一に東部三カ町村(灘区)の編入により市域が拡張されたこと、第二に基本的には旧学区区域や学区制廃止後の新編入市域(須磨・灘)の統廃合を行わずそれぞれを独自に行政区としたこと、第三に区役所庁舎の新設を避けるなど経費の切り詰めを行ない、市会内外の反発を和らげたことなどがあげられる。

また、行政区の設置に関連して、並行して行われた市の行政整理について触れておく必要がある。当時新聞紙上などでは、盛んに市政事務の刷新について「能率第一主義の『事務合理化』『人物の経済化』」の実現が唱えられ（『神戸』昭和六年八月六日）、黒瀬市長もまたその推進の意志を表明していた。しかし、そのために必要な吏員の人材獲得については、「優秀な人材が市役所にあつまらない所以、一は給料の安きに在るが、二は過去久しきに亘る情実採用のため（議員その他所謂有力者の推薦による）、新進気鋭の学校出をしてはいる余地なからしめ」（同上）たというような状態にあった。そこで、昭和六年八月に行われた市の行政整理では、局課廃合により課長級四人、主事級一〇人をはじめ合計一二八人に及ぶ人員が整理され、退職者も三二五人に達した。また、市吏員任用規程を改正し、吏員の試験採用実施といった人材獲得のための制度が導入された。

行政区の設置も、こうした動きの一環として実施された。そのため、設置された行政区の区長の人事にあたっては、補佐役である区主事とともに、相当の人材が抜擢された。たとえば、神戸区長横尾繁六は、前職であった教育課長時代には、二部教授制廃止などの懸案事項を一手に解決してきた人物であった。灘区長金井元雄は、前職は電気局庶務課長であり、給電権問題が懸案となっていた同区に、その専門家が配属されたことになる。葺合区でも、区内の不良住宅改善問題とかかわって、区長には内務省社会局から五十嵐幸雄が社会行政の専門家として招かれた。以下、湊東区には岩井光次郎（前市会計課主事）、湊区には藤尾順保、湊西区には有方新治（前市社会教育係）、林田区には中川祖（前市税務課長）、須磨区には中村中（前兵庫県地方課が、それぞれ区長に就任した）。

なかでも、湊西区長となった有方新治は、これまで市教育課配属後、市の連合青年団常任理事として、青年団活動の中心を担ってきた人物であり、個人修養による青年層の生活改善、実業教育の普及を推進してきた人物であった。彼らが、やがて行われる選挙粛正運動において、地区の実行委員長としてその運動を主導していくことになる。

行政区と

選挙

「選挙の事務をも区役所に引きつぎたいとの考へだとすれば、現在の区を標準としてゆかなかれば区界争ひやその他厄介な問題が起こらぬとも限らない」（『又新』昭和五年十二月七日）といわれたように、行政区が、旧学区域や編入市域を単位に設置されたのは、選挙事務とのかわりが重視されたからであった。事実、区役所が開設された昭和六年九月は、第二回普選による県会議員選挙が実施される時期にあたっていた。さらに「地方代表制度の主眼は共同の利害関係を有するものをして共同の選挙に参加せしめ、地域利害関係を代表せしむるに在り。区を以て選挙区とする制度は地方代議制度の主眼に合致せるものと言はざるべからず。」（『神戸』昭和九年十一月十日）といわれたように、昭和九年から、県会議員選挙の選挙区が行政区を単位とすることとされ、翌十年の選挙粛正運動下に実施されることとなる。

そして、この行政区の下では、衛生組合などの地域住民組織が区単位に結集を図り、地域の共同利害や郷土意識高揚の動きを示すことになった。例えば、神戸区の衛生組合は、区役所が設置されるのを機会に各区毎の連合会をつくり、区役所と協調して衛生組合の機能を発揮させるべきだとの主張のもとに、市連合会の分立を唱えている（『神戸』昭和六年四月二十四日）。また、湊西区の場合には、郷土観念を植え付けるためにも、歴史的沿革を尊重する意味からも旧「兵庫」の名称を用いるべきだと、区の名称変更を衛生組合が市に陳情

している（『神戸』昭和六年八月十九日）。これは昭和六年十月に実現し、「湊西区」は「兵庫区」と名称が変更された。

行政区設置の前年（昭和五年）、財産区会の選挙ではあるが、神戸区において、区の衛生組合連合会による候補者の推薦が実施されている。神戸財産区は大正八年の学区廃止のおり、それまで学区で管理されていた共有財産を、学区廃止以後も独自に保管すべく存置されたもので、この区域がそのまま行政区の単位となっていた。この選挙ではその第一選挙区（定員七人）において、衛生組合連合会が定員分の候補者を公認し、推薦状を組合員である住民に対して発送した。対立したのは無産政党（労農党）の公認候補一人であり、彼は衛生組合公認候補に対して、大差をつけられ落選するという結果に終わったのである。個々の衛生組合が単独で市会議員候補者の推薦を行うことはこれまでも見受けられたが、こうした区単位でのものは珍しく、ちょうどこの時期が、のちの選挙粛正運動にも連なる選挙制度の見直しが議論される時期であっただけに興味深い事例といえよう。

衛生組合か 行政区の設置にともない、衛生組合などの地域住民組織では、地域の個別的問題については「町会へ」 個々の組合が区と、市全体にかかわるような問題については組合長の中からさらに互選された市連合会の役員が市と、交渉する関係が作られつつあった。

しかし「衛生組合法案」が貴族院で審議未了に終わったため、こうした住民組織内部の勢力争いがあった場合、それを抑制する有効な手段はいまだ確立されていなかった。そのため、役員選挙などに絡む紛争はエスカレートする様相をみせた。

こうした状況を踏まえて、昭和八年八月三十一日、県の衛生組合に関する規程（伝染病予防法施行細則）が改正された。これにより第一に、衛生組合への世帯主の参加が義務付けられた。第二に、市長に衛生組合の設置権限が与えられ、市および区の連合会が公認された。また区長は、これまで法規上の権限はなく、単に連合会顧問の資格において衛生組合に関与してきたが、この改正によって、役員の変動・事業成績の監督などについて明文化された権限を得ることになった。第三に、同時に改正された「衛生組合規約標準」により、役員公選に関する事項が明記された。これにより、組合長を選挙長とすること、選挙の期日・会場の公示、被選挙資格（三〇歳以上で地区に一年以上居住する男子）、投票方法が定められた。このことは、役員選挙に制度的根拠を与えたとともに、一方では、刑法の「公選投票を偽造する罪」の適用を可能にし、公的取締を強めることになった。これにもとづき昭和九年五月には、これまで個々に行われてきた役員改選が全市一斉に実施された。これは、選挙粛正運動下の県会議員選挙の前哨戦と位置付けられたものであった。

ただし、この度の県の法規の改正は既存の「伝染病予防法」の枠を出るものではなかった。そのため衛生組合の事業を衛生関係に限定することになり、官公庁のさまざまな行政補助を行っていた市の衛生組合にとって、余りにも窮屈なものとなった。その上、規程の改正にあたって、県当局が組合側に諮問を行わなかったことも手伝って、新規則に対する組合の反発を呼ぶことになった。そこで、打開策として昭和九月三月、町会（町内会）が結成された。これは、衛生組合区域を単位に（役員も衛生組合役員を兼務）、伝染病予防以外の一切の事務を引き継ぐもので、在郷軍人会・青少年団・青年訓練所への補助や「町内各種団体ノ中心トナリ相互連絡」を行うものとされた。以後、衛生組合と町会が事務を分担しながら併存することになる。

以上のように、衛生組合と町会は、行政補助を行いつつ、地域住民とくに世帯主の中から代表を選出し、その代表を通じて行政との意思疎通を行う場として機能していった。ただし役員選挙の取締強化など、住民に対する「公平さ」や「中立の立場」を保持することが強調されるようになったので、選挙粛正運動のもとでは、町会として推薦候補を擁立するというような活動は後退を余儀なくされた。

垂水町の 垂水町の編入についてはすでに昭和四年頃から一部で論議されていたようであるが、それがや
編入 や具体化したのは、昭和八年から九年にかけてであった。昭和九年五月の垂水町議会において

中井栄三郎町長は、一月中旬に神戸市が垂水町編入の意向を持っていることを伝えられたと言ひ、さらに「町民ヨリ神戸市へ合併スベシトノ声起レルヲ以テ、之ガ町トシテ如何スベキヤニ付考慮中ナルガ、神戸市モ目下特別市制ヲ布ク關係上大都市トシテ附近町村ノ合併ヲ希望スル様ニ考ヘラル。又、現市長勝田氏モ合併ヲ望マルル由承ル。之ニ關係スルカ否不明ナルモ、二十日程以前、神戸市ヨリ当町財政其他総テノ町状態ヲ調査回答方照会アリ。合併ノ参考資料ト考ヘラル」(「垂水町議会議録」昭和九年)と述べていた。

ところで垂水町の編入問題は、一方ではこのころから問題となっていた県の三部経済制廃止問題と、他方ではひき続き行われていた特別市制実現運動と関連していた。神戸市は大正期からひき続いて特別市制を実現して県の監督下から脱却しようとしていたが、それは遅々として進まなかった。ところが三部経済制の廃止は、中国大陸での戦争の拡大にともなう戦時体制の強化の一環としての地方財政制度改革の上で必要と認識されるに至り、昭和十二年、時の広田内閣は、第七〇帝国議会に府県制改正法律案を提出してこれを廃止しようとした。特別市制の実現が望み薄である時、三部経済制が廃止されれば、担税力の大きな神戸市は、

当然負担増となる。

そこで神戸市は同年七月の市会で廃止反対の意見書を満場一致で可決した。ここでは、すでに起債した、あるいはこれから起債しようとしている各種の市債の償還計画は三部経済制を前提にしているので、廃止となれば財政上の困難を来すとした上で、さらに

現在兵庫県市部経済ニ比シ、甚ダ敷ク高額ナル郡部ノ既定負担タル郡部債並ビニ郡部諸継続費ヲ分担セザル可カラザルコトトナリ、更ニ市部ニ属スル国県道費ハ三部経済廃止ノ咍ニ於テモ、道路法上県経済ニ属セザルニ拘ラズ、広汎ナル郡部地域ニ於ケル国県道費、併モ郡制廃止ノ際著シク増加シタル郡部県道費ヲモ分担セザル可カラザルコト相成ル等、市民ノ負担ハ急激ニ増嵩シ、市ノ財政ハ不測ノ打撃ヲ蒙リ、市ノ発展及ビ将来性ヲ頓挫セシムルニ至ルコト火ヲ賭ルヨリモ明ニシテ、実ニ本市ヲ興亡ノ岐路ニ立タシムル（神戸市会議事録）

との理由をかかげていた。以上からも明らかのように、市部が損失を受けるということは郡部が得をするということであつたから、郡部は三部経済制の廃止に積極的に賛成であつた。こうした市と郡部との対立のありもあり、垂水町の編入もなかなか進まなかつた。また昭和十三年の阪神大水害もこの編入問題に頓挫を来す原因となつた。

一方垂水町においては、昭和十四年三月の町議会で一議員が述べた次のような事態もあらわれていた。

今日、国家ノ非常時局ニ直面シ、国家ノ方針ニ則リ県当局ニ於テモ緊縮節約ノ実ヲ挙グベク努力セラレ、当町モ亦コノ国策ニ順応セラル。然ル処、本町財政ハ町税収入以外ニ何等ノ財源ナク、土木関係ニ於テ、

或ハ衛生施設ニ於テ、學校建築ニ於テ甚ダ要望スベキモノ多々アリ。昨年予算町会ニ於テ小学校改築案モ提案サレタレドモ、神戸市合併ニヨリ一挙ニ解決センモノトシテ之ヲ避ケタリ。田口町長就任以來十三年度ニ於テ合併運動ニ對シ何等具體的交渉進シセズ。(略)当町ハ適當ナル時期ニ於テ市合併ニ見切リヲツケ本町单独ノ立場ヲ以テ進ムベク、吾々ハ研究スルノ必要迫レリ(「垂水町議会會議録」昭和十四年)

この議員は港湾都市神戸市と合併するか、工業都市明石市と合併するかと問い、町長は神戸市と合併する方針に変わりないと答えている。

ところが昭和十五年に入り、三部経済制廃止を含む地方制度改革案が第七五帝国議會を通過して実施された。そこで目的を達した郡部側は、四月に「三部制廃止が実現した以上、これが善後措置は成るべく市側と協調し県政將來のため極力善処して苟くも市郡の対立抗争を激成するが如きことを避ける」(『神戸』昭和十五年四月十日)との方針を決めた。ここに「神戸市の市是として多年の懸案であった近接町村の合併、即ち神戸市の市域拡張の機運は、三部制経済の廃止と税制改革が契機となって漸く動き、当面の問題となって来た」(同)と報じられるような事態が出現したのである。

この頃神戸市では、人口過密状態が進み、一平方キロ当りの人口は約三万人にもなり、東京市の一万一千人の約三倍にもなっていたから、神戸市平地面積の約三〇%に当る住宅地可能面積をもつ垂水町は市にとって魅力的存在であった。事実すでに神戸市よりの人口流入を主たる原因とする人口増加により、垂水町の人口は昭和十年の一万七二一四人に対し、五年間で四二%も増加して、昭和十五年には二万四四〇三人にもなっていた。他方、垂水町も神戸市への編入によって教育・衛生・土木・水道・社会事業等の発展が期待さ

れた。

こうして昭和十五年六月に、市は翌年四月を期して垂水町編入を決定し、垂水町でも十二月末にそれを決定し、昭和十六年二月には県に合併内申書が提出され、三月には内務省に申請手続きが行われた。

ところが、編入に当たっての垂水町の希望条件の中には、垂水町区域を独立の行政区とするという一項があった。神戸市側もこれに同意していたのであるが、内務省は人口三万未満の垂水町区域の独立行政区設置を認めなかった。その上、県会議員選挙区である明石郡選挙区は定員一名であったため、編入後の垂水が独立行政区となった場合には議員定数配当ができなくなるという問題があった。このため四月一日編入は見送られ、双方協議により、当面垂水町を須磨区に編入し人口三万人に達したのちに新たに垂水区を設置することに決し、ようやく七月一日付をもって編入を実現したのである。ちなみに垂水区が独立したのは戦後の昭和二十一年十一月であった。

ところでこの垂水町編入の理由書(昭和十六年二月二十一日付)には、戦時色が色濃くうつし出されていた。そこには従来見られなかった「対空防衛上ノ必要」という一項があり、「将来戦ニ於テハ、航空機ノ発達ニ伴ヒ空襲ノ破壊力ハ絶大ナルヲ予想セラレ、対空防衛体制ハ一段ノ強化ヲ要スル次第ナリ。即チ空襲ニ依ル火災ノ延焼ヲ防止シ、避難、待避等ヲ迅速円滑ナラシメンガ為ニハ、防空広場ヲ設ケ、大道路ヲ新設スル等、各般ノ防空施設ノ整備ヲ必要トスルモ、神戸市現在ノ狭小ナル区域ヲ以テシテハ、スル施設ヲ行ハントスルモ移転地ニ乏シク、従ツテ廣大ナル土地ニ恵マルル隣接諸町村ヲ一丸トシテノ計画樹立ハ刻下ノ急務タリ」(『神戸市会史』昭和編(1))とうたわれていた。

また住宅地としての期待を述べる場合でも「産業戦士ニ休養ト慰安ヲ与へ、か淪ラザル明日ヘノ力ノ源泉ヲ供給シ、高度国防国家建設ヘノ努力ヲ傾注セシムルコトヲ得ル」(同)と表現されたのであった。垂水町編入はかくして時局を反映したものであったのである。